

# 通信 i・ストリーム（法人版）VOL. 61



文：小川 康成  
ファイナンシャル・プランナー

こんにちは、あっという間に師走となり1年の速さを感じます。

今年は長期化するウクライナ侵攻だけでなく、イスラエルでも紛争が発生し多くの人命が失われる事態になりました。国内では、政治とお金の問題で岸田政権もレームダック（死に体）となってしまう、力強い舵取りが難しくなってきました。

数少なかったですが、明るいニュースは野球の大谷翔平さんの移籍や言動、将棋の藤井聡太さんの成績などでしょうか？来年は、政界情勢や内政でも、もう少し明るい世界を期待したいところです。今年最終号の今回は、私見に基づいて一年を振り返り保険業界に係るニューストップ5をまとめてみました。

## 第1位：ビッグモーター社の保険金不正請求問題



なんといっても今年一番のビッグニュースは、中古車販売ナンバー1のビッグモーター社による保険金の不正請求疑惑でしょう。

問題は不正を行った同社に留まらず、取引においてシェアNo1の損保ジャパン社にまで波及し、不正請求を認識しながら保険取引シェアを確保する事を優先し取引を続けた、保険会社の姿勢にも批判の矛先が向き、9月19日監督官庁である金融庁が立ち入り検査を行う事態にまで発展しました。損保ジャパン社は、社長が自ら取引を早期に再開する判断を行ったという事で、当時の白川儀一社長が辞任しました。親会社である損保ホールディングス会長は、日本を代表する経済団体「経済同友会」代表まで経験した人物であり、日本の大企業の企業統治（ガバナンス）に疑念を持たざるを得ません。

しかし、この問題は昨今始まったものではなく、何十年も前から自動車関連事業者が自動車保険を販売する事への課題点は指摘されております。具体的に、保険の契約に紐づいた利益供与は保険業法で禁止されているにもかかわらず、「保険加入したら自動車購入代金を値引く」などごく身近に行われています。また、保険金が修理費となり自社の利益につながる修理業者においては、利益の為に損害を故意に拡大させる傾向が過去より頻繁に行われており、保険金を多く支払う事により、保険料の高騰分は消費者である保険契約者へ跳ね返る為、欧米の多くの国では自動車関連事業者が保険の代理店をすること自体が禁止されています。今回の不正請求を見れば、その理由も納得できます。また、修理業の大手においても、その後複数の不正請求が明らかになり、1社の問題だけではなく、業界全体が保険金で不正に利益を得る体質であることが明るみに出ました。

同時に取引をしていた保険会社は、販売される保険契約の量の多さに不正をお目こぼししていた感強く、過去より自動車関連事業者代理店に甘い保険会社とのもたれ合いが、明るみに出ました。来年何らかの行政処分が下る事が予想されますが、業界の不正浄化のきっかけになれば良いのですが、過去を見ていると恐らく期待は出来ないでしょう。



## 第2位：大手保険会社4社カルテルで立ち入り

12月19日、大手企業向けの火災保険等を巡り、価格調整のカルテル（談合）で

公正な競争をゆがめる事になるとして、公正取引委員会が、独占禁止法の「不当な取引制限」に当たる疑いで、大企業向けの保険シェアの9割を占める東京海上日動社・損保ジャパン社・三井住友海上社・あいおいニッセイ同和社の4社に「間接強制手続き」での立ち入り検査を行いました。

世間の耳目を集める話題ではありますが、弊社を担当する保険会社の社員もビッグモーター社の問題よりも、実はこの問題の方が重大ではないか？との話をしております。しかし、保険会社の監督官庁の金融庁ではなく、内閣府の外庁である公正取引委員会に保険会社への指導力がどこまであるのか？は疑問であり、縦割りの縄張り意識が働けば意外と甘い処分になる事もあり得るのでは？と来年以降に予想される処分の軽重に注目しております。



### 第3位 自動車保険料 2024年 値上げへ

2021年のコロナウイルス流行以降、経済活動の停滞により自動車事故が減ったため、自動車保険料は各社2%程度の値下げをしておりましたが、2022年以降は経済活動の正常化に伴い、事故件数もコロナ前の2019年を100とした場合、比較して109に増えております。加えて近年のインフレにより、修理部品代や修理工賃修などの高騰により、自動車事故1件当たりの保険金支払い単価は4.3%増加、物価に連動してさらに上がる事が予想されております。弊社でも、保険金支払いデータを見ると保険会社の説明通り、事故発生頻度・件数ともに急激に増加、そして1件当たりの支払い額も上昇しています。決して、保険金不正請求問題を受けての値上げではないようです。

### 第4位 保険代理店が保険会社を公正取引委員会へ是正申告



保険会社が、代理店の手数料を一方的に決定、削減しているのが独占禁止法の「優越的地位の濫用」に当たるとして、関西地方の代理店を中心に264社が公正取引委員会に是正申告をしました。過去20年にわたり保険会社が、保険代理店の収入を手数料ポイント制と称して、一方的に格付けや決定してきて、多くの代理店にとって減収となる制度です。制度導入前に60万店あった代理店が、小規模代理店を中心に淘汰が進み、現在は最盛期の4分の1の16万店弱にまで減少しています。皆様の業種でも同じかもしれませんが、保険会社と保険代理店の間には、交渉の機会も制度も一切なく、本年も引き下げとなる代理店が大半なのが現実です。政府は、賃金上昇の圧力をかけておりますが、肝心の原資が大企業でせき止められては、中小企業では物価上昇に対応できるほどの賃上げには結びつきません。公正取引委員会は、昨今の物価の上昇に関して、各業界でのコストの上昇分を下請けが価格転嫁する事を大企業が応じているか？も調査しております。価格転嫁の面でも「独占禁止法上の優越的地位の濫用」と推測されます。

### 第5位 中小企業向け取引信用保険、販売拡大



コロナの緊急融資（通称ゼロゼロ融資）の返済が始まり、夏以降に倒産や廃業する企業が増えている中で、取引先の債権が回収できなくなった場合の売掛を保険金として受け取れる「取引信用保険」が売れ始めています。保険金で受け取る為、返済の必要が無いのが大きな特徴で取引先を全社包括して対象に出来るので与信管理の手間も減少します。

特に建設業・製造業・卸売業からのニーズが多くなっております。景気の先行きが不透明な中でリスク分散として有効活用可能です。

如何でしたでしょうか？テーマとして保険業界に係るニュースなので狭くなりましたが…皆様の業界では、今年のニュースベスト5は何でしたでしょうか。ぜひまた教えてください。

